

基礎経済科学研究所 2021 年研究大会@オンライン/10 月 2 日 9 時 30 分～12 時

第 1 分科会「現代社会とオルタナティブ」

司会：菰田レエ也（鳥取大学地域学部）

不安定流動層と労働者協同組合（1）

菰田レエ也・田井勝

【分科会報告メンバーに共通した問題意識】

・日本型生活保障の前提を溶解させてきた構造的な危機対応とオルタナティブ運動の研究
e. g. 経済成長の停滞、日本型雇用慣行の崩壊と新自由主義的政策、中流層の生活困窮化

*社会的排除や困窮化の中で生きざるをえない不安定流動層の実態と生活基盤の再構築
*生活基盤の再構築に関連した市場・政府・サードセクターの実践動向と課題分析
*ポストコロナ社会に関連した議論の学習や探求

【今日の報告の流れについて】

- 1) 菰田報告：導入（10 分）
- 2) 田井報告（25 分）
- 3) 菰田と田井で話し合い・論点提起（10 分）
- 4) 堀田報告（25 分）
- 5) 堀田と菰田で話し合い・論点提起（10 分）
- 6) 堀田と田井で話し合い・論点提起・まとめ（10 分）
- 7) 原田さんからのコメントとそれに対するリプライ（30 分）
- 8) フロアからの Q&A とそれに対するリプライ（30 分）

【第一報告の問題意識と社会背景】

・第一報告では、フィールドワークに基づき、労働者協同組合セクターの近年の動向を紹介し、今後どのような論点が浮上するのかを考察したい¹。

コロナ以降…

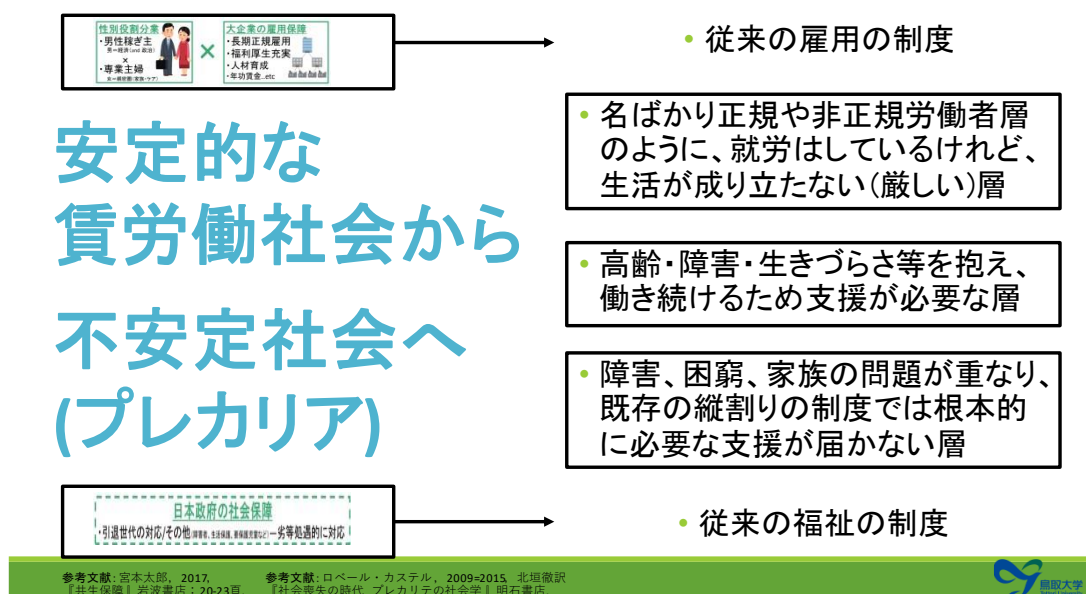
・「いたばし生活仕事サポートセンター」(ワーカーズコープ)
:100件で多かった相談件数(2019)が、1100強に増加

・「富里市」(ワーカーズコープ)
:継続相談含めて通常の10倍以上の相談件数
* 外国人の相談が増加:スリランカ、フィリピン、タイ、ブラジル…

【第103回社会的企業研究会・相良報告の情報を参照】

・世田谷区でも就労相談に対処する職員のさばく量が3倍
:就労開拓も非正規系のものしか見つからない状況で困っている。

図：不安定流動層が焦点化されつつある社会



¹ 労働者協同組合とは：メンバー全員が出資し、皆で働き、全員でその団体を対等に運営する組織実践

労働者協同組合とは

出資

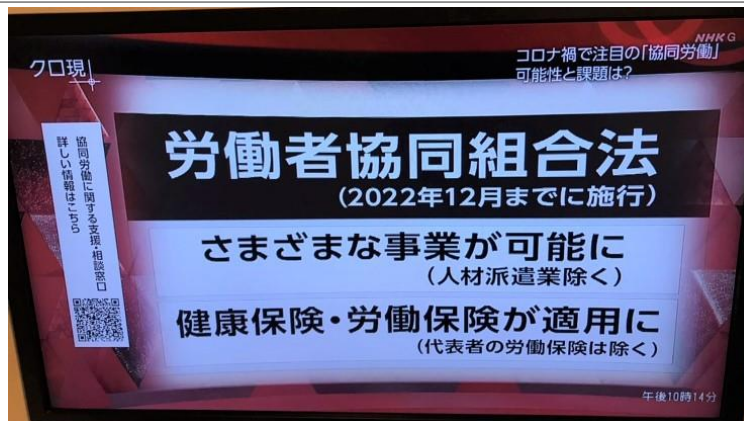
労働

運営

メンバー全員がお金を出し、皆で働き、
全員でその団体を運営する形態



コロナ禍で着目の労働者協同組合



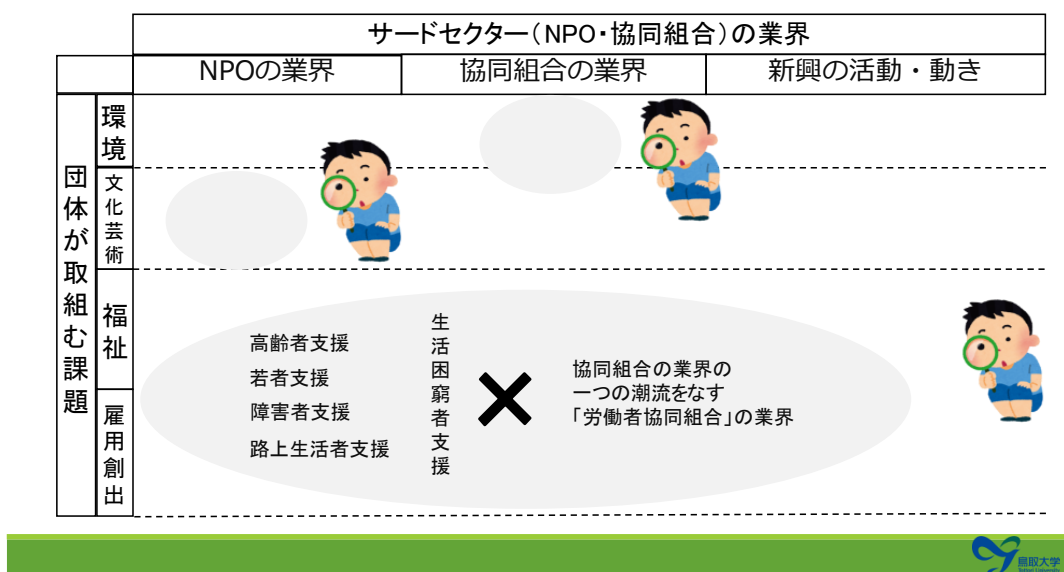
2021年5月26日『クローズアップ現代+』で放映 参考写真: 社会的企業研究会 (<https://sse.jp.net/>)



【今回の報告で主な焦点を当てる領域】

・本報告では、**労働者協同組合セクター**の動向に焦点をあてて考察する。
 :歴史的には、失業した労働者たちが、自分達の生活や雇用を守るため、自分達で起業し始めた実践が発端。現在の日本では、生活困窮者支援の文脈で積極的な活躍が見られている。また、現在、このセクターで活発な動きが起きており、実態と展望を踏まえた分析が必要。

図：サードセクター調査研究の方法



・労働者協同組合の主な実践潮流

i) 日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）の系譜

*失業した中高年の失業者達による起業と自己雇用
 （全日自労という労働組合の戦闘スタイルの変化形）

ii) ワーカーズ・コレクティブの系譜

*家庭に縛り付けられていた専業主婦たちによる新しい働き方と地域貢献起業
 （生活クラブ生活協同組合からのスピノフ）

iii) 労働者の（倒産企業から）自主管理企業への系譜

*最も概括的に把握することが難しい

*リーマンショックの時に米国で再度注目が集まる実践が誕生²

² 相良孝雄・菰田レエ也・田井勝, 「アメリカの事例から学ぶ働く場づくりとまちづくりー労働組合と労働者協同組合の連携を探るー」, 『所報 協同の発見』308号, pp.32-41, 2018.

【現場から見える労働者協同組合セクター再編の動向】

・現在大きく言えば、下記のような点で労働者協同組合セクターの再編が進みつつある。
本報告では、主に②の「労働者協同組合」の自己認識は弱い^①が、実践を模索している^②団体に焦点を当てることにする。

①「労働者協同組合」の自己認識があり、実践してきた従来の実践団体とその制度化

*背景考察：労働者協同組合法が制定されたが（2022年10月施行予定）、「最低賃金以上の壁」や「労使関係が前提」という制度体系になったため、現場の団体が当該制度を活用するの^①か・しないのかという分岐点に直面中である。

②「労働者協同組合」の自己認識が弱い^①（ない）が、それに近い実践をしている^②団体

*詳細な考察は次頁で行なう：A合同会社（第二報告で主に考察される団体）

③ソーシャルファームなどの社会的企業という新しい実践認識を模索する団体

*背景考察：2020年に施行された東京都ソーシャルファーム条例の制定により、社会的企業というセクターが政策的に作られる動きも生まれつつある中、そうした領域の方に労働者協同組合の実践潮流が関わりつつある。

図：フィールドワークに基づく本報告

①「労働者協同組合」の自己認識が^①あり、実践している^②団体

- ・2016年4月～社会的企業研究会・運営委員（労協法の情報シェア）
- ※労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）とワーカーズコレクティブ（WNJ）

②「労働者協同組合」の自己認識は^①弱い^②が、実践している^②団体

- ・2015年9月～A合同会社の設立支援（第二報告）

③ソーシャルファーム＝社会的企業の^①新しい実践認識を模索する^②団体

- ・2020年8月～東京都ソーシャルファーム条例を考える会6団体で情報共有・都へアドボカシー
- ・2017年9月～NPO法人コンチェルティエノ@世田谷区へ参加
- ・2017年8月～東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合・とっとり事業体・6団体の連合組織



【労働者協同組合セクターの近年の動向について考察（まとめ）】

①新しいサードセクターの法人制度が、既存の運動実践にどのような影響を与えるのか？

：1998年のNPO法制定の中、若者含めて様々な人々が、営利企業でも行政機関でもない新しい社会事業を興す可能性も含めて、NPOブームの潮流にのった。2022年10月に施行される労働者協同組合法は、NPO法と比べた時、どのようなインパクトをもたらすのであろうか。従来の労働者協同組合セクターを構成してきた実践潮流が、今回できる法人制度を選択するのかどうかに焦点を当てる必要がある。また、その他の実践潮流はこの制度を選択するのか否か。

②構造の産物でもある若者の特性と協同的な起業形式は実践的にどう関連するのか？

：けれども、より重要なことは、不安定流動社会の中を実際に生きている人々にとって、この制度がどこまで広がりを持つのかということであろう。すなわち、労働者協同組合という実践に、どのような年代の人々が、いかなる文脈から挑戦しようとするのか。そして、どのような可能性や課題が生まれてくるのであろうか。

→既存の実践潮流とは別の文脈から出てきた若い実践に着目し、上にあげた②の Kategorii に該当する「労働者協同組合」の自己認識が弱い、実践を模索している団体に焦点を当てる重要性はここにある。

→不安定流動社会を生きる若者のスタイル（パーソナリティ）と労働者協同組合はどのように関連するのかという問いを、第二報告のA合同会社を事例に検討してみたい。個人化など既存の社会から様々な影響を受けている若者が、あえて連帯的に自らを雇用する起業実践である労働者協同組合をなぜ選択するのか。仮に選択した場合、いかなる実践上の課題が浮上するのか。こうした「若者（個人化傾向）×労働者協同組合（協同的な起業形式）」というテーマは、管見の限り、十分に研究されているとは言えず、これからの調査分析が必要な領域といえる。

③労働者協同組合に関連する実践は社会全体にいかなるインパクトと課題を残すのか？

：また、マクロに見て、こうした実践はどこまで資本制に規定され、どのような抵抗の可能性が残されているのか。